

議案第二十八号

三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十七年三月十八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第

号

三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年十月十三日条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（設置）

第二条 町民の實際生活に即する教育學術及び文化に関する各種の事業を行うため、次のとおり三朝町立公民館を設置する。

施設名	設置場所
三朝町中央公民館	三朝町大字大瀬九一六
三朝町竹田公民館	三朝町大字穴鴨一六八の一

第三条を次のように改める。

（支館の設置）

第三条 公民館の事業を円滑に推進するため次表に掲げる支館を置く。

支館	名称
三朝町中央公民館	竹田支館
三朝町中央公民館	賀茂支館
三朝町中央公民館	高勢支館
三朝町中央公民館	三朝支館
三朝町中央公民館	小鹿支館
三朝町中央公民館	三徳支館

第四条第一項を次のように改める。

(職員)

第四条 三朝町中央公民館に法第二十七条第一項に規定する館長及び主事、その他必要な職員を置き、三朝町竹田公民館に館長その他必要な職員を置く。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし第四条の次に次の一条を加える。

（公民館運営審議会）

第五條 公民館運営審議会は、法第二十九條第一項但し書の規程により一とする。

附 則

一 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

二 この条例施行の際、改正前の三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例により設置された三朝町立公民館は、この条例による三朝町中央公民館となり、同一性をもつて存続するものとする。